

議案第 8 0 号

前橋市立学校の授業料等に関する条例の改正について

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

前橋市立学校の授業料等に関する条例（昭和 3 5 年前橋市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「は、1 か月につき 3, 0 0 0 円（一時的な預かり保育を受けた場合は、1 日につき 2 0 0 円）」を「の額は、次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 1 時間につき 1 0 0 円

(2) 前橋市立幼稚園管理規則（昭和 5 2 年前橋市教育委員会規則第 8 号）第 6 条の 2 第 1 項に規定する休業日において、教育課程に係る教育時間に相当する時間に預かり保育を受けた場合 1 回につき 3 0 0 円

第 3 条の 2 第 1 項中「（一時的な預かり保育に係るものを除く。以下同じ。）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「預かり保育料及び」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 2 2 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 2 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る預かり保育料について適用する。